（様式３）

誓　約　書

令和元年　　月　　日

柏原市長　冨宅 正浩　様

　　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　代表者職氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

私は、柏原市が柏原市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

１　私は、柏原市の公共工事等を受注するに際して、柏原市暴力団排除条例第２条第７号及び第８号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。

２　私は、本誓約書１の該当の有無を確認するため、柏原市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３ 私は、本誓約書及び役員名簿等が柏原市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

４　私が本誓約書１に該当する事業者であると柏原市が大阪府警察本部から通報を受け、又は柏原市の調査により判明した場合は、柏原市が柏原市暴力団排除条例及び柏原市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、その旨を公表することに同意します。

５　私が柏原市暴力団排除条例第８条第１項に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額５００万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を柏原市に提出します。

６　私の使用する下請負人等が、本誓約書１に該当する事業者であると柏原市が大阪府警察本部から通報を受け、又は柏原市の調査により判明し、柏原市から下請契約等の解除又は２次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

【参 考】

**柏原市暴力団排除条例（抜粋）**

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　市民　市内に居住、通勤又は通学する者をいう。

⑵　事業者　市内において事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

⑶　青少年　１８歳未満の者をいう。

⑷　教育関係者　青少年の教育又は育成に携わる者をいう。

⑸　市民等　市民、事業者及び教育関係者をいう。

⑹　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑺　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

⑻　暴力団密接関係者　大阪府暴力団排除条例（平成２２年大阪府条例第５８号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。

⑼　入札参加資格者　建設工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち市が発注するもの（以下「公共工事等」という。）に係る入札の参加者の資格を有する者をいう。

（公共工事等からの暴力団の排除）

第８条　市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等の契約の相手方（以下「元請負人」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

⑴　下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（元請負人を除く。）をいい、第２次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）。

⑵　元請負人又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）**

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　暴力的不法行為等　別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

⑵　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

⑶　指定暴力団　次条の規定により指定された暴力団をいう。

⑷　指定暴力団連合　第４条の規定により指定された暴力団をいう。

⑸　指定暴力団等　指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

⑹　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

⑺　暴力的要求行為　第９条の規定に違反する行為をいう。

⑻　準暴力的要求行為　１の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第９条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

**大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）**

(暴力団密接関係者)

第3条　条例第２　条第４号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

⑴　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

⑵　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者

⑶　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

⑷　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑸　事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

⑹　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第２条第５号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者